

県南広域振興局長告示第 93 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	指定年月日
胆江地区休日診療所	奥州市水沢区字多賀 21 番地の 1	平成 20 年 4 月 1 日
まえだ歯科クリニック	奥州市江刺区豊田町一丁目 13 番 1 号	平成 20 年 5 月 12 日
金ヶ崎町国民健康保険金ヶ崎歯科診療所	胆沢郡金ヶ崎町西根鍬水 98 番地	平成 20 年 4 月 1 日